

緊急自動車及び道路維持作業車の届出確認書及び指定書の再交付手続きについて

緊急自動車及び道路維持作業車の使用者は、届出確認書及び指定書を亡失・滅失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければなりません。（大阪府道路交通規則第24条5項）

1 必要書類

- 緊急自動車等届出確認書再交付申請書／指定書再交付申請書
 - 自動車検査証記録事項が記載された書面
 - 理由書（公安委員会宛、亡失及び滅失した経緯等が記載されたもの）
- ※ この他にも資料の追加提出を求める場合があります。

2 受付窓口・問い合わせ先

大阪府警察本部交通部交通総務課 06-6943-1234（内線 50262）

※ 申請される場合は、事前に大阪府警察本部交通総務課にお問い合わせください。